

安全データシート (SDS)

整理番号：MG-HOSPI-3C

制定日：2006年12月13日

改訂日：2024年06月01日

1. 化学品及び会社情報

製品の名称	:	ホスピノーズ
会社名	:	コニカミノルタ株式会社
住所	:	〒100-7015 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
担当部門	:	ヘルスケア事業本部 品質保証統括部 〒191-8511 東京都日野市さくら町1番地
電話番号	:	042-589-8421
FAX番号	:	042-589-8066
作成部門	:	経営企画部
電話番号	:	042-660-9409
FAX番号	:	042-660-9417
緊急連絡電話番号	:	公益財団法人 日本中毒情報センター（事故に伴い急性中毒の恐れがある場合に限る） 中毒110番 一般市民専用電話 (大阪) 072-727-2499(情報料無料) 365日 24時間対応 (つくば) 029-852-9999(情報料無料) 365日 9時～21時対応
推奨用途及び 使用上の制限	:	病院専用消臭剤 推奨用途以外の使用を禁止する

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性	エアゾール 引火性液体	区分2 区分4
健康に対する有害性	眼刺激性 生殖細胞変異原性 生殖毒性 特定標的臓器毒性（単回ばく露） 特定標的臓器毒性（反復ばく露）	区分2A 区分1B 区分1A 区分3（麻酔作用） 区分2（肝臓）

環境に対する有害性

区分に該当しないか、分類できない

記載のないのは区分に該当しないか、分類できない

ラベル要素

絵表示



注意喚起語

危険

危険有害性情報

- ・ 可燃性／引火性の高いエアゾール
- ・ 可燃性液体
- ・ 高压容器：熱すると破裂のおそれ
- ・ 強い眼刺激
- ・ 眠気又はめまいのおそれ
- ・ 遺伝性疾患のおそれ
- ・ 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
- ・ 長期にわたる、または反復曝露による臓器（肝臓）障害のおそれ

注意書き

【安全対策】

- ・ 使用前に取扱説明書を入手すること。
- ・ 全ての安全注意を読み理解するまで扱わないこと。
- ・ 熱／火花／裸火／高温のもののような着火源から遠ざけること。－禁煙
- ・ 裸火又は他の着火源に噴霧しないこと。
- ・ 加圧容器は使用後も含め、穴を開けたり燃やしたりしないこと。
- ・ 粉塵／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
- ・ 粉塵／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。
- ・ 取り扱い後はよく手を洗うこと
- ・ 屋外または換気のよい場所でのみ使用すること。
- ・ 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。

【応急措置】

- ・ 火災の場合には、消火に泡、噴霧水、炭酸ガスを使用すること。
- ・ 吸入した場合、被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- ・ 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを使用していて、容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- ・ 曝露または曝露の懸念がある場合、医師の診断・手当てを受けること。
- ・ 気分が悪い時は、医師に連絡すること。
- ・ 気分が悪い時は、医師の診断／手当てを受けること。
- ・ 眼の刺激が続く場合、医師の診断／手当てを受けること。

【保管】

- ・ 換気の良い場所で保管すること。
- ・ 容器を密閉しておくこと。
- ・ 施錠して保管すること。
- ・ 日光から遮断し、40°Cを超える温度に暴露しないこと

【廃棄】

- ・ 廃棄の際は、中味を使い切ってから、火気のない屋外で噴射音が消えるまでボタンを押し、ガスを抜いてから廃棄すること。
- ・ 内容物、容器を都道府県の規則に従って、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託する。

GHS分類に該当しない他の危険有害性

- ・ 可燃性ガスが入っている。引火及び高温による内圧上昇により破裂の恐れがある。
- ・ 液化ガスが皮膚に触れると、凍傷を生じる恐れがある。

国・地域情報

- ・ 特になし。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

組成及び成分情報

含有成分	含有量（質量%）	化審法番号	CAS番号
（内容液）			
(1) 水	50~70	対象外	7732-18-5
(2) 両性高分子化合物	1.0未満	(6)-869	31132-30-6
(3) エタノール	1.0~10	(2)-202	64-17-5
（噴射剤）			
(4) ジメチルエーテル	30~40	(2)-360	115-10-6

4. 応急措置

以下いずれの場合も医師の手当てを受けること。

吸入した場合

- ・ 蒸気、ガス等を大量に吸い込んだ場合には、被災者を直ちに空気の新鮮な場所に移し、温かく安静にする。呼吸が不規則か止まっている場合には、人工呼吸を行う。
- ・ 被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- ・ 蒸気、ガス等を吸い込んで気分が悪くなった場合は、空気の新鮮な場所で安静にし、医師の手当てを受けること。

皮膚に付着した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 付着物を布にて素早く拭き取る。 ・ 皮膚を多量の水と石鹸（又は皮膚用の洗剤）を使用して十分に洗い落とす。溶剤、シンナーは使用しない。 ・ 直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと。 ・ 皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断、手当てを受けること
目に入った場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。 ・ 噴射したガスやミスト、泡沫等が眼に入った場合、清浄な水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易にはずせる場合は、はずすこと。その後も洗浄を続けること。瞼及び眼球の隅々まで洗眼すること。眼が開けられない場合、無理に開けさせない。 ・ 眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。 ・ できるだけ速やかに、医師の診断、手当てを受けること。
飲み込んだ場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誤って飲み込んだ場合には、水で口の中を洗い、安静にして、直ちに医師の診断を受けること。 ・ 自然に嘔吐が起きた場合、気道への吸入が起きないように身体を傾斜させる。嘔吐物は飲み込ませないこと。 ・ 被災者に意識がない場合には、口から何も与えてはならない。 ・ 医師の指示による以外は無理に吐かせないこと。
予想される急性症状及び遅発性症状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 強い眼刺激 ・ 眠気又はめまいのおそれ ・ 遺伝性疾患のおそれ ・ 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ ・ 長期にわたるまたは反復曝露による腎臓の障害のおそれ
最も重要な兆候及び症状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 皮膚に接触した場合、発赤等アレルギー性疾患 ・ 吸入した場合、咳、頭痛、疲労感、眠気 ・ 経口摂取した場合、灼熱感、頭痛、錯乱、めまい、意識喪失 ・ 中枢神経に影響を与えることがある。刺激、頭痛、疲労感、集中力欠如を生じることがある。 ・ 妊娠中にエタノールを摂取すると胎児に有害影響が及ぶことがある。 ・ 長期にわたる摂取は、肝硬変を引き起こすことがある。
応急措置をする者の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 換気を行う。 ・ 救助者は、状況に応じて適切な保護具(有機溶剤用の防毒マスク等)を着用する。 ・ 火気及び着火源に注意する。
医師に対する特別注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報なし。

5. 火災時の措置

消火剤	<ul style="list-style-type: none"> ・ 炭酸ガス、泡消火剤、粉末消火剤、噴霧水
使ってはならない消火剤	<ul style="list-style-type: none"> ・ 棒状注水
特有の危険有害性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火災の現場にエアゾール容器があると破裂する恐れがある。 ・ 破裂した容器が飛翔するおそれがある。 ・ 燃えやすい、熱、火花、火炎で容易に発火する。 ・ 火災時に刺激性、腐食性及び毒性のガスを発生するおそれがある。 ・ 引火性の高いガス、液体及び蒸気。
特有の消火方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直ちに指定の消化器等を使って消化する。 ・ 可能であれば、エアゾール容器を火元から遠ざける。 ・ 可燃性のものを周囲から素早く取り除く。 ・ 移動不可能の場合は、容器及び周囲に散水して冷却する。 ・ 速やかに避難し、関係者以外は立ち入り禁止とする。 ・ 消火活動は十分に距離をとって、風上から行う。 ・ 有毒なガス（CO、NOx、SOx等「10. 安全性及び反応性」参照）の吸入を避ける。 ・ 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
消火を行う者の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火作業の際は、空気呼吸器を含め適切な防護服（耐熱着衣、保護眼鏡等）を着用する。 ・ 消火活動は十分に距離をとって、風上から行う。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項

- ・ 全ての着火源を取り除く。
- ・ 密閉された場所に入る時は換気する。

保護具および緊急措置

- ・ 曝露防止の為、作業の際は適切な保護具を着用する。
- ・ 眼、皮膚への接触やガスの吸入を避ける。
- ・ 漏れ発生時（噴出時）には風上より処置を行ない、容器の漏出部は上向きにし、完全にガスを噴出させてから処置をする。
- ・ 付近の着火源、高温体及び可燃物を素早く取り除き、風下の人を避難させ、関係者以外の立入りを禁止する。
- ・ 着火した場合に備えて、適切な消火器を準備する。
- ・ 漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしないこと。

環境に対する注意事項

- ・ 河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。
- ・ 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

回収・中和 封じ込め及び浄化方法・機材

- ・ 少量の場合は、乾燥土、砂、不燃材料で吸収し、或は覆って密閉できる空容器に回収する。後で廃棄処理する。
- ・ 大量の場合は、盛り土で囲って流出を防止し、ポンプで汲み取る。
- ・ 衝撃・静電気にて火花が発生しないような材質の用具を用いて回収する。
- ・ 危険でなければ漏れを止める。
- ・ 漏出物を取り扱うとき用いる全ての設備は接地する。
- ・ 可能ならば、漏洩している容器を回転（漏出部を上向きに）させ、液体でなく気体が放出するようにする。

二次災害の防止策

- ・ 容器を冷却して蒸気を抑え、発生した蒸気雲を分散させるため散水を行なう。
- ・ すべての発火源を速やかに取除く（近傍での喫煙、火花や火災の禁止）。
- ・ 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。
- ・ ガスが拡散するまでその場所を隔離する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

- ・ 『8. ばく露防止及び保護措置』に記載した設備対策を行い、保護具を着用する。
- ・ 静電気対策を行い、作業衣、作業靴等は通電性の物を使用する。
- ・ 静電気対策のため、装置等は接地し、電気機器類は防爆型(安全増型)を使用する。
- ・ 工具は火花防止型のものを使用する。

局所排気・全体換気

- ・ 『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行う。
- ・ 密閉された場所における作業には、十分な局所排気装置を付け、適切な保護具をつけて作業すること。

安全取扱注意事項

- ・ 全ての安全注意をよく読み、理解するまで取り扱わないこと。
- ・ 使用時には、使用者にかからないように風の流れを背後から受けるようにすること。
- ・ 周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。
- ・ 裸火または高温の白熱体に噴霧しないこと。
- ・ 温度が高くなるところに置くと、容器が破裂する恐れがある。
- ・ 容器は使用後でも穴を開けたり燃やしたりしないこと。
- ・ 容器は丁寧に取り扱い、衝撃を与えたり、転倒させない。
- ・ 容器の取り付け、取り外しの作業の際は、漏洩させないように、十分注意する。
- ・ 漏洩すると、発火、爆発する危険性がある。
- ・ 火気注意。
- ・ 内容物を故意に吸い込まないこと。
- ・ 接触、吸入または飲み込まないこと。
- ・ 空気中の濃度を曝露限度以下に保つために排気用の換気を行うこと。
- ・ 多量に吸入すると、窒息する危険性がある。

- ・ 眼や口に入ると刺激を受けることがあり、使用の際には十分気を付けること。
- ・ 換気のよい場所で行うこと。
- ・ 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。

接触回避

- ・ 『10. 安定性及び反応性』を参照。
- ・ 曝露防止のため、保護具を着用して作業を行うこと。
- ・ 取扱い後はよく手を洗うこと。
- ・ この製品を使用するときに、飲食または喫煙をしないこと。

保管

技術的対策

- ・ 高圧ガス法の規制に従う。
- ・ 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
- ・ 缶が錆びて破裂する原因になることがあり、湿気の多い場所には保管しないこと。
- ・ 長期間使用しないで置き忘れてしまわないこと。
- ・ 保管場所には、危険物を貯蔵し、または取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。

混触危険物質

- ・ 『10. 安定性及び反応性』を参照。

保管条件

- ・ 日光から遮断し、40°Cを超える温度に曝露しないこと。
- ・ 換気のよい場所で保管すること。
- ・ 缶が錆びて内容物が漏出、又は噴出する恐れがあるため、水回りなど湿気の高いところでの保管は避けること。
- ・ 熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。一禁煙。
- ・ 幼児の手の届かないところに保管する。
- ・ 酸化剤、酸素、爆発物、ハロゲン、圧縮空気、酸、塩基、食品化学品等から離して保管すること。
- ・ 保管場所で使用する電気器具類は防爆構造とし、器具類は接地する。
- ・ その他、消防法、労働安全衛生法等の法令に定めることに従う。

容器包装材料

- ・ 消防法、高圧ガス保安法及び国連輸送法規等で規定されている包装材料を使用する。
- ・ 容器は、溶接、加熱、穴あけ又は切断しない。爆発を伴って残留物が発火することがある。

8. 曝露防止及び保護措置

管理濃度

- ・ 未設定

許容濃度(ばく露限界値、 生物学的ばく露指標)

- | | |
|------------------------|----------------------------------|
| エタノール成分として | |
| ・ 日本産衛学会 (2007年版) | 未設定 |
| ・ ACGIH (TLV TWA/STEL) | 1000ppm (1880mg/m ³) |
| ・ OSHA (PEL TWA/STEL) | 1000ppm |
| ・ MSHA (TWA) | 1000ppm (1900mg/m ³) |
| ・ NIOSH (TWA) | 1000ppm (10H) |

設備対策

- ・ 防爆仕様の局所排気装置を設置する。
- ・ 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
- ・ この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には、洗眼器と安全シャワーを設置すること。
- ・ 作業場には全体換気装置、局所排気装置を設置すること。
- ・ タンク内部等の密閉場所で作業する場合には、密閉場所の底部まで十分に喚起できる装置を取り付ける。

保護具

呼吸器の保護具

- ・ 局所排気または自動排気を使用する。保護マスクはこれらの排気が不可能な場合使用する。
- ・ 有機ガス用防毒マスク、(密閉された場所では)送気マスク。

手の保護具

- ・ 耐薬品性・不浸透性(クロロプレンラバー、塩ビ、NBR製)の手袋を着用すること。

眼の保護具

- ・ サイドにシールドの付いた安全眼鏡またはケミカルゴーグルを着用すること。

皮膚及び身体の保護具

- ・ 肌への付着を避ける為の保護衣(長袖、不浸透性、通電性)、通電性の靴、前掛け(耐溶剤性)等を行うこと。

- ・ 取扱い後はよく手を洗うこと。
- ・ 作業中は、飲食または喫煙をしないこと。

9. 物理的及び化学的性質

	(内容液)	(噴射剤)
状態	: 液体	大気圧下ガス状、圧力容器内液状
色	: 無色透明	無色透明
臭い	: 弱いアルコール臭	やや甘味臭
pH	: 6.6~7.6	
融点・凝固点	: データなし	-141.5°C
沸点、初留点及び沸騰範囲	: データなし	-24.82°C
引火点	: データなし	-41.1°C (密閉式)
自然発火温度	: データなし	350°C
爆発範囲	: 3.3~19% (エタノール)	3.4~27VOL%、
蒸気圧	: データなし	0.41MPa (20°C) ゲージ圧
蒸気密度	: データなし	1.59 (空気=1)
蒸発速度	: データなし	データなし
蒸発熱	: データなし	111.64cal/g (467.33J/g)
燃焼熱	: データなし	7.545cal/g (31.584J/g)
比重 (密度)	: 0.94	0.661 (20°C液体)
溶解度	: 水とは任意の割合で混ざる	7.0g/水100g (18°C) 水に35wt% (24°C 5気圧)
オクタノール・水分配係数	: データなし	0.2
分解温度	: データなし	データなし
粘度	: データなし	データなし
粉じん爆発下限濃度	: データなし	データなし
最小発火エネルギー	: データなし	データなし
体積抵抗率(導電率)	: データなし	データなし

- ・ 製品として、着火試験結果：75cm未満 45cm以上

10. 安定性及び反応性

安定性

- ・ 法規制に従った保管及び取扱においては安定である。
- ・ 40°C以上になると破裂のおそれがある。
- ・ 静電気が発生すると引火爆発の危険性がある。
- ・ 高温の表面、火花または裸火により発火する。

危険有害反応可能性

- ・ 高圧ガスが入っている。(常用温度で缶内圧は約0.42MPa) 加熱、衝撃等により破裂する危険がある。
- ・ 可燃性の液化ガスであり、空気と爆発性の混合ガスを形成し易い。
- ・ 社内で放出すると窒息性及び酸欠になることがあるので、使用後は換気を十分に行うこと。
- ・ なお換気の際は、周囲に着火源のないことを確認すること。
- ・ 光や空気の影響で爆発性過酸化物を生成することがある。
- ・ 強酸・強塩基や強い酸化剤と反応して有害なガスを発生することがある。

避けるべき条件

- ・ 裸火、火花、喫煙。
- ・ 高温多湿な場所での保管及び火気(火炎、スパーク等着火源)の近くでの使用。
- ・ 衝突を避ける。
- ・ 直射日光を避ける。
- ・ 静電気との接触、混触危険物質との接触を避ける。

混触危険物質

- ・ 水酸化アルミニウム、水酸化アルミニウムリチウム、水と反応する物質。
- ・ 強酸化剤、強酸、強塩基等。

危険有害な分解生成物

- ・ 燃焼等により有害なガス(一酸化炭素、二酸化炭素、NOx等)を発生する。
- ・ 蒸気及びガスは引火して爆発する恐れがある。

1.1. 環境有害性

製品（混合物）としてのデータがないので、各成分毎のデータを記す。

有害項目	含有成分		(内容液)		(噴射剤)
			両性高分子化合物 (0.1%水溶液として)	エタノール	ジメチルエーテル
急性毒性（経口）	ラット、LD50：>16000mg/kg		マウス、LC50：3450mg/kg		データなし
急性毒性（経皮）	ラット、LD50：>5000mg/kg		ラット、LDLo：20g/kg		データなし
急性毒性（吸入：気体）			マウス、LC50：39g/m ³ /4H		ラット、4hr、LC50：164,000ppm
急性毒性（吸入：蒸気）			ラット、LC50：20000ppm		
急性毒性（吸入：粉塵、ミスト）					
皮膚腐食性／刺激性	ウサギ、4hr、1000ppm 刺激なし				データなし
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	ウサギ、10ppm 刺激なし		ヒト、角膜上皮の障害 区分 2 A-2B		ウサギ、軽微な刺激性 区分2B
呼吸器感受性			データなし		データなし
皮膚感受性			データなし		データなし
生殖細胞変異原性	サルネ細菌：陰性		サルネ細菌：陽性 小核、マウス：陽性 区分 1 B		in vitro 陰性
発がん性			ACGIH：A4		1 試験のみでデータ不足
生殖毒性			ヒト胎児に奇形 区分1A		ラット雌で陰性、雄データなし
特定標的臓器毒性（単回ばく露）			ヒト、経口摂取で頭痛 区分3（気道刺激性）		ヒト、意識喪失、視野喪失、痛覚喪失等あり
特定標的臓器毒性（反復ばく露）			ヒト、長期摂取肝硬変、区分1（肝臓） アルコール中毒患者の禁断症状		ラット、ハムスターで区分2の上限を超えている
誤えん有害性	データなし		データなし		データなし

- ・ GHS判定基準に基づき、上記表に示したデータから危険有害性に関する分類を行なった。
- ・ 判定結果は「2.危険有害性の要約、人健康有害性」に記す通り。

1.2. 環境影響情報

製品（混合物）としてのデータがないので、各成分毎のデータを記す。

有害項目	含有成分		(内容液)		(噴射剤)
			両性高分子化合物 (0.1%水溶液として)	エタノール	ジメチルエーテル
生態毒性					
水性環境有害性 短期(急性)	ヒメダカ、24hr、LC50： >50000mg/L、ヒメダカ、48hr、 LC50：>17500mg/L 区分外		オジソコ、48hr、LC50：5464mg/L 区分外		ケッペー、96hr、LC50： >4000mg/L、オジソコ、48hr、 EC50：>4000mg/L 区分外
水性環境有害性 長期(慢性)	水溶性で分解性も良 区分外		分解性 89% (by BOD) 区分外		難水溶性でなく、急性毒性区分外 から区分外
残留性・分解性	データなし		データなし		データなし
生体蓄積性	データなし		データなし		データなし
土壌中の移動性	データなし		データなし		データなし
オゾン層への有害性	データなし		データなし		データなし

- ・ GHS判定基準に基づき、上記表に示したデータから危険有害性に関する分類を行なった。
- ・ 判定結果は「2. 危険有害性の要約、環境有害性」に記す通り。

1 3. 廃棄上の注意

残余廃棄物

- ・ 廃棄の前に、ガスを完全に抜くこと。
- ・ 中身が出なくなるまで使い切った後でも、破裂する恐れがあるので、そのまま火中に投じないこと。
- ・ 廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従って分別廃棄すること。
- ・ 廃棄物の処理を委託する場合は、処理業者に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。

汚染容器及び包装

- ・ 中身を使い切ってから、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。
-

1 4. 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報

- ・ IMOの規定に従う。

航空規制情報

- ・ ICAO/IATAの規定に従う。

UN No.

- ・ 1950

Proper Shipping Name.

- ・ Aerosols

Class

- ・ 2.1

Marine Pollutant

- ・ Not applicable.

国内規制

陸上規制情報

- ・ 消防法の規定に従う。
- ・ 高圧ガス保安法の規定に従う。

海上規制情報

- ・ 船舶安全法の規定に従う。

海洋汚染物質

- ・ 該当せず。

航空規制情報

- ・ 航空法の規定に従う。

特別安全対策

- ・ 輸送の前に容器の破損、腐食、漏れ等のないことを確かめる。
- ・ 食品や飼料と一緒に輸送してはならない。
- ・ 輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。
- ・ 重量物を上積みしない。

緊急時応急措置指針番号

- ・ 126
-

1 5. 適応法令

化学物質審査規制法 労働安全衛生法

- ・ 非該当
- ・ 法57条の2、令8条の2別表9危険物・可燃性のガス：ジメチルエーテル
- ・ 名称等を表示すべき物質：エタノール
- ・ 名称等を通知すべき物質：エタノール
- ・ 有機溶剤中毒予防規則：非該当

大気汚染防止法

- ・ 有害大気汚染物質 法第2条第13項（中央環境審議会答申、1996.10.18）：ジメチルエーテル

消防法

- ・ 非危険物

高圧ガス保安法

- ・ 適用除外（液化ガス、可燃性ガス）
- ・ 但し、政令告示並びに高圧ガス保安一般規則規定に従う。

毒物及び劇物取締法

- ・ 非該当

PRTR法

- ・ 非該当

海洋汚染防止法

- ・ 乙類：エタノール

船舶安全法

- ・ 危険物（高圧ガス）

航空法

- ・ 高圧ガス

16. その他の情報

参考文献

- (1) 「化審法化学物質」(改訂第6版) 化学工業日報社
- (2) 「労働安全衛生法MSDS対象物質全データ」(改訂第2版) 化学工業
- (3) 「GHSの挑戦」 化学工業日報社
- (4) 「化学物質規制・管理実務便覧」 新日本法規
- (5) 「環境規制基準チェックの手引き」 新日本法規
- (6) 「事例で見る労働安全衛生のチェックポイント」 新日本法規
- (7) 各薬品メーカー発行のSDS
- (8) 「事業者向けGHS分類ガイダンス」 経済産業省

記載内容の取扱い

- (1) 本データシートは、製品の安全な取扱いを確保するための参考情報として、作成時点で当社の有する情報を取扱事業者に提供するものです。
 - (2) 全ての資料や文献を調査したわけではないため、情報漏れがあるかもしれません。また新しい知見の発表や従来の説の改訂により、随時内容を改訂することがありますので、その旨予めご了承ください。
 - (3) ここに記載された情報は、情報の完全さ・正確さを保証するものではありません。また製品の規格仕様や品質を保証するものでもありません。
 - (4) 全ての化学品には、未知の有害性があり得るため、取り扱いには細心の注意が必要です。ご使用者各位の責任において、安全な使用条件を設定くださるようお願いいたします。
-